

原子力発第24466号
令和7年2月6日

愛媛県知事
中村時広殿

四国電力株式会社
取締役社長 社長執行役員
宮本喜弘

伊方発電所原子炉施設保安規定の補正に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年7月30日付、原子力発第24207号にて連絡した伊方発電所原子炉施設保安規定の補正につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項第1号の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

記

1. 補正の理由

伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請後の原子力規制庁の審査が実施されているが、その審査の過程で記載の適正化が必要になったことから、記載内容を補正する。

2. 補正の概要

使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に関わる記載の適正化

以 上

伊方発電所原子炉施設保安規定の補正前後比較表





補正前	補正後	備考
<p>(使用済燃料の使用済燃料ピットでの貯蔵)</p> <p>第97条 原子燃料課長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を使用済燃料ピットにおいて貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) <u>1ヶ月に1回以上の巡視点検により、1号炉、2号炉および3号炉の使用済燃料の貯蔵状況等に異常のないことを確認すること</u></p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること 使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること</p> <p>(5) 原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること</p> <p>(6) 使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること</p> <p>(使用済燃料ピットの管理)</p> <p>第97条の2 原子燃料課長は、使用済燃料ピットクレーンを使用する場合は、吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理する。</p> <p>2 各課長は、使用済燃料ピット周辺設備等の重量物について、落下防止対策を行う。</p> <p>(使用済燃料の使用済燃料乾式貯蔵施設での貯蔵)</p> <p>第97条の3 原子燃料課長は、<u>使用済燃料を使用済燃料乾式貯蔵施設において貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</u></p> <p>(1) <u>1号炉、2号炉および3号炉の使用済燃料を使用済燃料乾式貯蔵容器に収納し、使用済燃料乾式貯蔵容器を固定した状態で貯蔵すること</u></p> <p>(2) <u>1ヶ月に1回以上の巡視点検および3ヶ月に1回以上、使用済燃料乾式貯蔵容器の蓋間圧力、表面温度、使用済燃料乾式貯蔵建屋内雰囲気温度を確認することにより、使用済燃料乾式貯蔵容器の貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じること</u></p> <p>(3) <u>使用済燃料乾式貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること</u></p> <p>(4) <u>使用済燃料乾式貯蔵容器において燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること</u></p>	<p>(使用済燃料の使用済燃料ピットでの貯蔵)</p> <p>第97条 原子燃料課長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を使用済燃料ピットにおいて貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) <u>1ヶ月に1回以上の巡視点検により、1号炉、2号炉および3号炉の使用済燃料の貯蔵状況等に異常のないことを確認すること</u></p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること 使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること</p> <p>(5) 原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること</p> <p>(6) 使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること</p> <p>(使用済燃料ピットの管理)</p> <p>第97条の2 原子燃料課長は、使用済燃料ピットクレーンを使用する場合は、吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理する。</p> <p>2 各課長は、使用済燃料ピット周辺設備等の重量物について、落下防止対策を行う。</p> <p>(使用済燃料の使用済燃料乾式貯蔵施設での貯蔵)</p> <p>第97条の3 原子燃料課長は、<u>使用済燃料を使用済燃料乾式貯蔵施設において貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</u></p> <p>(1) <u>使用済燃料乾式貯蔵容器の収納条件（使用済燃料のタイプ、冷却期間および配置）に適合した1号炉、2号炉および3号炉の使用済燃料を使用済燃料乾式貯蔵容器に収納し、使用済燃料乾式貯蔵容器を固定した状態で貯蔵すること</u></p> <p>(2) <u>1ヶ月に1回以上の巡視点検および3ヶ月に1回以上、使用済燃料乾式貯蔵容器の蓋間圧力、表面温度、使用済燃料乾式貯蔵建屋内雰囲気温度を監視することにより、使用済燃料乾式貯蔵容器の貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じること</u></p> <p>(3) <u>使用済燃料乾式貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること</u></p> <p>(4) <u>使用済燃料乾式貯蔵容器において燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること</u></p>	<p>記載の適正化</p>

補正前	補正後	備考
<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第98条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器または使用済燃料乾式貯蔵容器（以下、本条において「容器」という。）から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p> <p>2 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、キャスクピットにおいて_____容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること</p> <p>(2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること</p> <p>(4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること</p> <p>3 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した_____容器（以下、本条において「輸送物」という。）を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 輸送物の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p> <p>(4) 車両を徐行させること</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>(6) 輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 放射線・化学管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に輸送物を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6 原子燃料課長は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう措置を講じる。</p> <p>7 所長は、輸送物が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統括する。</p> <p>8 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる作業を実施する組織とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。</p>	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第98条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器または使用済燃料乾式貯蔵容器（以下、本条において「容器」という。）から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p> <p>2 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、キャスクピットにおいて_____容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること</p> <p>(2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること</p> <p>(4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間等が、容器の収納条件に適合していること</p> <p>3 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した_____容器（以下、本条において「輸送物」という。）を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 輸送物の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p> <p>(4) 車両を徐行させること</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>(6) 輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 放射線・化学管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に輸送物を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6 原子燃料課長は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう措置を講じる。</p> <p>7 所長は、輸送物が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統括する。</p> <p>8 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる作業を実施する組織とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。</p>	<p>記載の適正化</p>

補正前	補正後	備考
<p>9 前項の検査責任者は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため、次の検査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 外観検査 (2) 気密漏えい検査 (3) 圧力測定検査 (4) 線量当量率検査 (5) 未臨界検査 (6) 温度測定検査 (7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査 <p>10 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>9 前項の検査責任者は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため、次の検査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 外観検査 (2) 気密漏えい検査 (3) 圧力測定検査 (4) 線量当量率検査 (5) 未臨界検査 (6) 温度測定検査 (7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査 <p>10 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>本頁変更なし</p>

補正前	補正後	備考																
<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第297条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用済燃料を表297に定める使用済燃料ピットまたは使用済燃料乾式貯蔵施設に貯蔵すること (2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること (3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること (4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること (5) 使用済燃料ピット内において燃料配置変更を行う場合は、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認した燃料配置の範囲内に限定すること <p>表297</p> <table border="1" data-bbox="195 737 1391 915"> <thead> <tr> <th>貯蔵場所</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉使用済燃料ピット</td> <td>2号炉の使用済燃料</td> </tr> <tr> <td>3号炉使用済燃料ピット※¹</td> <td>1号炉および2号炉の使用済燃料</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料乾式貯蔵施設※²</td> <td>1号炉および2号炉の使用済燃料</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉使用済燃料ピットでの貯蔵については、第1編第97条にて実施する。 ※2：使用済燃料乾式貯蔵施設での貯蔵については、第1編第97条の3にて実施する。</p> <p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第298条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器または使用済燃料乾式貯蔵容器（以下、本条において「容器」という。）から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p> <p>2 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、キャスクピットにおいて、容器に収納する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法令に適合する容器を使用すること (2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること <p>3 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した容器（以下、本条において「輸送物」という。）を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 輸送物の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること (2) 法令に定める危険物と混載しないこと (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること (4) 車両を徐行させること (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること (6) 輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること 	貯蔵場所	貯蔵可能な使用済燃料	2号炉使用済燃料ピット	2号炉の使用済燃料	3号炉使用済燃料ピット※ ¹	1号炉および2号炉の使用済燃料	使用済燃料乾式貯蔵施設※ ²	1号炉および2号炉の使用済燃料	<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第297条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用済燃料を表297に定める使用済燃料ピットまたは使用済燃料乾式貯蔵施設に貯蔵すること (2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること (3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること (4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること (5) 使用済燃料ピット内において燃料配置変更を行う場合は、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認した燃料配置の範囲内に限定すること <p>表297</p> <table border="1" data-bbox="1427 737 2623 915"> <thead> <tr> <th>貯蔵場所</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉使用済燃料ピット</td> <td>2号炉の使用済燃料</td> </tr> <tr> <td>3号炉使用済燃料ピット※¹</td> <td>1号炉および2号炉の使用済燃料</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料乾式貯蔵施設※²</td> <td>1号炉および2号炉の使用済燃料</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉使用済燃料ピットでの貯蔵については、第1編第97条にて実施する。 ※2：使用済燃料乾式貯蔵施設での貯蔵については、第1編第97条の3にて実施する。</p> <p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第298条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器または使用済燃料乾式貯蔵容器（以下、本条において「容器」という。）から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p> <p>2 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、キャスクピットにおいて、容器に収納する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法令に適合する容器を使用すること (2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間等が、容器の収納条件に適合していること <p>3 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した容器（以下、本条において「輸送物」という。）を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 輸送物の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること (2) 法令に定める危険物と混載しないこと (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること (4) 車両を徐行させること (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること (6) 輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること 	貯蔵場所	貯蔵可能な使用済燃料	2号炉使用済燃料ピット	2号炉の使用済燃料	3号炉使用済燃料ピット※ ¹	1号炉および2号炉の使用済燃料	使用済燃料乾式貯蔵施設※ ²	1号炉および2号炉の使用済燃料	<p>記載の適正化</p>
貯蔵場所	貯蔵可能な使用済燃料																	
2号炉使用済燃料ピット	2号炉の使用済燃料																	
3号炉使用済燃料ピット※ ¹	1号炉および2号炉の使用済燃料																	
使用済燃料乾式貯蔵施設※ ²	1号炉および2号炉の使用済燃料																	
貯蔵場所	貯蔵可能な使用済燃料																	
2号炉使用済燃料ピット	2号炉の使用済燃料																	
3号炉使用済燃料ピット※ ¹	1号炉および2号炉の使用済燃料																	
使用済燃料乾式貯蔵施設※ ²	1号炉および2号炉の使用済燃料																	

補正前	補正後	備考
<p>4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 放射線・化学管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に輸送物を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6 原子燃料課長は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう措置を講じる。</p> <p>7 所長は、輸送物が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統括する。</p> <p>8 所長は、第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる作業を実施する組織とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。</p> <p>9 前項の検査責任者は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため、次の検査を実施する。</p> <p>(1) 外観検査 (2) 気密漏えい検査 (3) 圧力測定検査 (4) 線量当量率検査 (5) 未臨界検査 (6) 温度測定検査 (7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査</p> <p>10 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 放射線・化学管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に輸送物を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6 原子燃料課長は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう措置を講じる。</p> <p>7 所長は、輸送物が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統括する。</p> <p>8 所長は、第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる作業を実施する組織とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。</p> <p>9 前項の検査責任者は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため、次の検査を実施する。</p> <p>(1) 外観検査 (2) 気密漏えい検査 (3) 圧力測定検査 (4) 線量当量率検査 (5) 未臨界検査 (6) 温度測定検査 (7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査</p> <p>10 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>本頁変更なし</p>

補正前	補正後	備考
<p style="text-align: center;">添付4 管理区域図 (第104条および第105条関連)</p> <p>管理区域表示凡例</p> <p>  管理区域※1  汚染のおそれのない管理区域 </p> <p>※1：第105条第1項(2)に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p>	<p style="text-align: center;">添付4 管理区域図 (第104条および第105条関連)</p> <p>管理区域表示凡例</p> <p>  管理区域※1  汚染のおそれのない管理区域 </p> <p>※1：第105条第1項(2)に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p>	<p>本頁変更なし</p>

補正前		補正後		備考
管理区域図目次		管理区域図目次		本頁変更なし
1. 管理区域全体図	15. 3号炉 管理区域図 その6	1. 管理区域全体図	15. 3号炉 管理区域図 その6	
2. 1, 2号炉 管理区域図 その1	16. 3号炉 管理区域図 その7	2. 1, 2号炉 管理区域図 その1	16. 3号炉 管理区域図 その7	
3. 1, 2号炉 管理区域図 その2	17. 3号炉 管理区域図 その8	3. 1, 2号炉 管理区域図 その2	17. 3号炉 管理区域図 その8	
4. 1, 2号炉 管理区域図 その3	18. 3号炉 管理区域図 その9	4. 1, 2号炉 管理区域図 その3	18. 3号炉 管理区域図 その9	
5. 1, 2号炉 管理区域図 その4	19. 3号炉 管理区域図 その10	5. 1, 2号炉 管理区域図 その4	19. 3号炉 管理区域図 その10	
6. 1, 2号炉 管理区域図 その5	20. 3号炉 管理区域図 その11	6. 1, 2号炉 管理区域図 その5	20. 3号炉 管理区域図 その11	
7. 1, 2号炉 管理区域図 その6	21. 1-固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図	7. 1, 2号炉 管理区域図 その6	21. 1-固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図	
8. 1, 2号炉 管理区域図 その7	22. 2-固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図	8. 1, 2号炉 管理区域図 その7	22. 2-固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図	
9. 1, 2号炉 管理区域図 その8	23. 雑固体焼却炉建家 管理区域図	9. 1, 2号炉 管理区域図 その8	23. 雑固体焼却炉建家 管理区域図	
10. 3号炉 管理区域図 その1	24. 雑固体処理建家 管理区域図	10. 3号炉 管理区域図 その1	24. 雑固体処理建家 管理区域図	
11. 3号炉 管理区域図 その2	25. 機材保管庫 管理区域図	11. 3号炉 管理区域図 その2	25. 機材保管庫 管理区域図	
12. 3号炉 管理区域図 その3	26. 蒸気発生器保管庫 管理区域図	12. 3号炉 管理区域図 その3	26. 蒸気発生器保管庫 管理区域図	
13. 3号炉 管理区域図 その4	<u>27. 使用済乾式燃料貯蔵建屋 管理区域図</u>	13. 3号炉 管理区域図 その4	<u>27. 使用済燃料乾式貯蔵建屋 管理区域図</u>	
14. 3号炉 管理区域図 その5		14. 3号炉 管理区域図 その5		

補正前



補正後	備考
	使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に伴う変更